

○京丹後市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要綱

平成24年10月10日

告示第180号

改正 平成25年3月29日告示第41号

平成26年3月31日告示第44号

平成27年3月27日告示第57号

平成28年3月18日告示第65号

平成30年12月28日告示第224号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における市工事請負契約書（以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書に規定する工事請負代金債権の譲渡に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する請負代金額が130万円を超える工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 債務負担行為、継続費、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為及び継続費の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為の工事、継続費の工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの

(2) 市が役務的保証を必要とする工事

(3) その他債権譲渡の承諾が不適當な特別な事由がある工事

2 前項第1号ウの工事に係る債権譲渡は、一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事が完成した場合にあっては、契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 工事請負契約が解除された場合にあっては、契約書第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約の契約変更により請負代金額に増減が生じたときは、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の金額とする。

3 前項の場合において、債権を譲渡した者は、債権を譲り受けた者に変更後の契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第4条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の受注者とする。

2 受注者が建設共同企業体の場合においては、債権譲渡人は、全ての構成員が要件を満たす者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第5条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。））又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、債権譲渡人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 市長は、第2条に規定する工事の出来高（同条第1項第1号アの工事にあっては、最終年度の工事に係る出来高とする。）が2分の1以上に到達したと認められる日以後に、債権譲渡を承諾することができるものとする。

2 前項の出来高の確認は、工事履行報告書（様式第1号）により行うものとする。

（債権譲渡の承諾申請）

第7条 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾を依頼するときは、債権譲受人と共同して次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第2号） 1部
- (2) 債権譲渡契約証書の写し（様式は、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）に定める様式3に準じたものとする。） 1部
- (3) 工事履行報告書 1部
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3月以内のもので、原本に限る。） 各1部
- (5) 契約保証金相当額が保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡に当たって保険者等の承諾を得ることを義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部

（債権譲渡の承諾）

第8条 市長は、前条の規定による申請書類の提出があったときは、速やかに必要な事項を確認するものとする。

2 前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書（様式第3号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

3 市長は、債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況について、債権譲渡整理簿（様式第4号）により管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 市長は、適正な申請書類の提出がない場合又は前条第1項の規定による必要な事項の確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項により債権譲渡の承諾を行わないものと決定した場合は、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付するものとする。

（債権譲受人による出来高確認）

第10条 債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の規定による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場

合は、工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを書面又は口頭により承認し、立入りに必要な調整を行うものとする。

（債権譲渡承諾後の前払金等の取扱い）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾が行われた後は、当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払（第2条第1項第1号ウに規定する工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

（融資実行の報告）

第12条 債権譲渡人と債権譲受人は、債権譲渡の承諾を受け、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、速やかに連署にて市長に融資実行報告書（様式第7号）を提出するものとする。

（債権譲受人の債権金額の請求）

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金及び部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払いを市に請求することができるものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の規定による請求を行うときは、工事請負代金請求書（様式第8号）を提出するものとする。

- 3 債権譲渡人は、債権譲渡の承諾が行われた後は、当該工事に係る請負代金等の請求をすることはできないものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年10月10日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条第2項の規定により承諾された債権譲渡については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成25年3月29日告示第41号）

この告示は、平成25年3月29日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第44号）

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第57号）

この告示は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成28年3月18日告示第65号）

この告示は、平成28年3月18日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第224号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年12月28日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の京丹後市わたしの提案・意見箱実施要綱、京丹後市尾和区所有施設等整備事業補助金交付要綱、京丹後市地域建設業経営強化融資制度に係る債権の譲渡に関する事務取扱要綱、京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、京丹後市地域密着型サービス施設整備費補助金交付要綱、京丹後市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱、京丹後市木質バイオマス利用促進事業補助金交付要綱、京丹後市機械金属業販路開拓等事業費補助金交付要綱、京丹後市職業訓練実施団体支援事業実施要綱及び京丹後市排水設備等資金融資あっ旋及び利子補給金要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

様式第1号（第6条、第7条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期			
実 施 工 程 調 査 日			
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 実印

譲受人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 実印

債権譲渡承諾依頼書

譲渡人と譲受人との間で締結の 年 月 日付け債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が京丹後市に対して有する下記の工事請負代金債権を、地域建設業経営強化融資制度により譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を申請します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第43条に規定する瑕疵担保責任は譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約書に定められた前払金、中間前払金及び部分払（会計年度末における部分払を除く。）は、承諾以後は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約締結日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合は、その工期による。
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
(2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の前の年度までに支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計
(3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の前払金
(4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の中間前払金及び部分払金
(5) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
[(5)=(1)-(2)-(3)-(4)] ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

譲渡人 様
譲受人 様

京丹後市長 印

債権譲渡承諾書

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、この承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約書に定められた前払金、中間前払金及び部分払（会計年度末における部分払を除く。）は、この承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第3条第2項に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第4条第1項に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4並びに5（1）及び（5）は変更後のものとする。
- 2 譲渡人及び譲受人は、この承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式第7号）を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 4 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、市は関与しないこと。

工 事 名	
契約年月日	

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡整理簿

申請 番号	申請年月日	承諾年月日	工 事 名	譲 渡 人 (受 注 者)	請負代金額（千円）	譲 受 人 (債権譲渡先)

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

譲渡人 様
譲受人 様

京丹後市長 印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日に申請のありました地域建設業経営強化融資制度における下記
1の工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、下記2の理由により工事請
負契約書第5条第1項ただし書の規定による承諾は行いません。

記

1 (1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

譲受人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日に債権譲渡の承諾申請をいたしました下記工事について、地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡人への融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場への立入りについて御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工事名

2 工事場所

3 債権譲渡人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

4 現場立入希望日時 年 月 日 時 分から

5 連絡先 担当部署

担当者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 実印

譲受人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 実印

融資実行報告書

譲渡人が京丹後市に対して有する下記の工事請負代金債権の譲渡については、
年 月 日に承諾いただきましたが、譲渡人と譲受人との間において当該譲渡債権を
担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき
譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたの
で、譲渡人と譲受人連署の上、報告いたします。したがって、下記の工事請負代金につ
きましては、今後は譲受人の下記振込口座に振込みください。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況
及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約締結日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合は、その工期による。
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
(2) 既払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の前の年度までに支払った前払金、中間前
払金及び部分払金の合計
(3) 前払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の前払金
(4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円 債権譲渡承諾の申請年度の中間前払金及び部分払金
(5) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
[(5)=(1)-(2)-(3)-(4)] ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
- 6 承諾番号
- 7 振込口座
 - (1) 金融機関名
 - (2) 預金の種別及び口座番号
 - (3) 口座名義人（ふりがな）

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

譲受人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

実印

工事請負代金請求書

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円	
ただし、		工事の代金	
(内訳)			
(1) 請負代金額	金	円	
(2) 既払金額	金	円	債権譲渡承諾の申請年度の前の年度までに支払った前払金、中間前払金及び部分払金の合計
(3) 前払金受領済額	金	円	債権譲渡承諾の申請年度の前払金
(4) 中間前払金額受領済額 及び部分払金受領済額	金	円	債権譲渡承諾の申請年度の中間前払金及び部分払金
(5) 履行遅滞の場合における損害金等	金	円	
(6) 今回請求金額	金	円	
(7) 残額	金	円	

2 承諾番号

3 支払口座等

- (1) 振込希望金融機関名
- (2) 預金の種別及び口座番号
- (3) 口座名義（ふりがな）
- (4) 請求者の連絡先

所在地
電話番号
ファクシミリ番号

※ 地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事における会計年度末の部分払の請求については、「ただし、工事の代金」を「地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事における会計年度末の部分払」と表示すること。

様式第1号 (第6条、第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)